

天草市起業創業資金利子補給補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業者の経営の安定を図ることを目的として、市内の商工業者が起業時に創業資金として借入れた借入金に対して天草市起業創業資金利子補給補助金（以下「利子補給補助金」という）を交付することに関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48条）（以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要領による利子補給補助金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という）は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者
- (2) 天草市内に本店を有する法人又は天草市内に住所を有する個人事業主で市内で事業を行っている者
- (3) 融資時点において、創業前又は法人設立日、開業日及び営業開始日のいずれか早い日から起算して1年未満の者（以下「創業者等」という）
- (4) 本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会（以下、「支援機関」という）の支援を1回以上受けた者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者でない者

(利子補給補助金の対象となる資金使途)

第3条 本補助金の対象となる資金使途は、創業者等が行う事業に必要となる運転資金及び設備資金（土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金を除く。また、店舗、工場、事業所等及び設置・保管場所や主たる使用場所が市内のものに限る）とする。

(利子補給補助金の対象融資及び対象額)

第4条 この要領により市が行う利子補給は1事業者1件（同一代表者の他企業等における申請も1件とみなす）とし、対象となる融資の種類及び対象額については、次の各号のとおりとする。

- (1) 熊本県中小企業融資制度要項（平成21年3月31日熊本県告示第304号）第3条第1項第4号に規定する熊本県創業者支援資金における融資
- (2) 日本政策金融公庫が実施する創業者向け融資制度の融資
- (3) 前2号と協調して、政府系金融機関、市内に事業所を有する銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する金融機関、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び漁業協同組合が実施する融資
- (4) その他起業者向け融資で市長が認めるもの

2 利子補給補助金の対象となる融資額については、1事業者あたり2,000万円を限度とし、初回申請後の増額は対象としない。

（利子補給補助金の額、補助割合、補助限度額及び対象期間）

第5条 利子補給補助金の額は、第4条第1項に掲げる融資に係る利子の支払額に相当する額（延滞利子の額を除く。以下同じ。）で、申請者が取扱金融機関に毎年1月1日から12月31日までの間に支払った額とする。ただし、国又は熊本県の利子補給金（以下「国県利子補給金」という。）の交付を受ける場合にあっては、当該国県利子補給金に相当する額を除いた額とする。

- 2 利子補給補助金の補助割合は、借入金利息のうち、年3.0パーセント（保証料含む）以内で予算の範囲内において行う。
- 3 利子補給補助金の限度額は、第1項の算定期間において40万円とする。ただし、1年に満たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率に、限度額を乗じた額とする。
- 4 利子補給補助金の対象期間は、当該資金の初回返済日から3年以内又は36回分を限度とする。
- 5 第2項以上の借入れの場合は、第1項、第2項及び第3項の順に対象額に加える。

（借換え）

第6条 借換え後の利子補給額については、第4条第1項の既往借入金の残額分に限り対象とし、利子は初回及び借換え後のいずれか低い利率を対象とする。

（利子補給補助金の交付申請及び請求）

第7条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、天草市起業創業資金利子補給補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、2月末日までに支援機関を通じて、市長へ提出するものとする。ただし、第1号については初年度のみ添付することとし、第2号は初年度及び変更のあった場合のみ添付することとする。

（1）創業計画書（様式第2号）

（2）資金借入契約書等借入れを証する書類の写し及び償還計画書等の写し

（3）天草市起業創業資金利子補給補助金支払実績証明書（様式第3号の1又は2）

（4）支援機関による確認書（様式第4号）※県制度の場合は意見書のみでも可

（5）市税等納付状況調査同意書（様式第5号）

（6）その他市長が必要と認めるもの

（利子補給補助金の交付決定及び確定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、利子補給補助金を交付すると決定したときは、申請者に対し天草市起業創業資金利子補給補助金交付決定及び確定通知書（様式第6号）（以下、「交付決定及び確定通知書」という）により、利子補給補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し天草市起業創業資金利子補給補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の請求）

第9条 市長から前条による交付決定及び確定通知書を受けた申請者は、天草市起業創業資金利子補給補助金交付請求書（様式第8号）を市長へ提出するものとする。

（利子補給金の返還等）

第10条 市長は、利子補給補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給を取り消し、又は交付した利子補給補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）第2条に規定する要件を欠くことになったとき。

（2）利子補給期間において借入金の返済を滞納したとき。

（3）偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年12月26日から施行する。